

## 訟廷（民事）

### 1 継続処理する事務

- (1) 民事受付事務、窓口対応事務、執行文・証明事務、閲覧謄写事務
- (2) 民事・商事・借地非訟事件のうち、審尋がなく、単発の決定等で完了する事務

### 2 留保する事務

- (1) 過料事件の発令事務
- (2) 保全異議・取消事件の審尋にかかる事務（現在、4月の保全異議事件の審尋期日取消作業中。）
- (3) 民事・商事・借地非訟事件のうち、審尋にかかる事務（現在、4月の借地非訟事件の審尋期日取消作業中。）

### 3 担当裁判官（見目裁判官）との調整等

上記1及び2のとおり意見調整済み。

### 4 人員態勢（刑事訟廷を含む。）

- (1) 係長2名、事務官3名態勢を、係長1名、事務官2名または係長1名、事務官1名態勢に縮小  
[REDACTED]  
[REDACTED]。さらに、状況をみて、順次縮小していく予定。
- (2) 速記官2名については、期日関係で4月22日及び24日に出勤し、その余は在宅勤務予定。
- (3) 管理官2名については、隨時、交代で在宅勤務を行う予定。

## 訟廷（刑事）

### 1 継続処理する業務

- (1) 刑事受付事務
- (2) 裁判員候補者選定事務（4/9時点において、緊急事態宣言の期間外と

いう理由から、選任手続期日が指定された状態となっているため)

## 2 留保する事務

- (1) 確定記録の引継ぎ等の事務
- (2) 各種統計・報告事務（不急のもの）

## 3 担当裁判官との調整等

佐脇部長と調整済み